

物 件 調 査 書

物件番号 1

所在地		熊本県球磨郡多良木町大字黒肥地字高寺7772-2 外6筆					
住居表示							
現況地目及び面積等		宅地他	4, 156㎡			工作物	—
						立木竹	—
登記簿	地番	字高寺7772-2	字高寺7772-3	字高寺7772-4	字当ノ木7811-5	字当ノ木7828-25	字当ノ木7828-29
	地目	山林	山林	山林	山林	原野	山林
	数量	919㎡	2,238㎡	132㎡	189㎡	351㎡	21㎡
記載事項	地番	字当ノ木7828-30					
	地目	原野					
	数量	306㎡					
接面道路の状況		当該土地（進入道路を含む）は、西側で幅員約4mの多良木町が管理する道路（上水道浄水場の管理用道路）に接面する。この道は上水道浄水場の敷地の一部である。					
法令に基づく制限	建築市基計画法	用途地域	なし				
		地域・地区	なし				
		建ぺい率	なし				
		容積率	なし				
		高度制限	なし				
		防火指定	なし				
	その他	なし					
私道の負担等に関する事項		私道負担	なし	負担の内容			
		道路後退	なし	負担の内容			
供給処理 施設の概要	供給処理施設	配管等の状況		施設整備状況		施設整備の特別負担の有無	
	電 気					通常の費用で引込み可能	
	公営水道			未整備			
	公共下水道			未整備			
	都市ガス			未整備			
交通機関	鉄 道	くま川鉄道湯前線「多良木駅」 道路距離約3.4km					
公共施設	多良木町役場						
参考事項	別紙を参照してください。						

※ 物件調査書は、入札参加者が物件の概要を把握するための参考資料ですので、必ず入札参加者ご自身において、現地及び諸規制についての調査確認を行ってください。

・本地には当初造成時より農業用送水管（流入管、流出管）等の地下埋設物及び工作物（側溝、ガードレール）が存在します。埋設物及び工作物は撤去しておりません。埋設物及び工作物の位置、数量等は工事出来高図面によるもので実際とは若干異なる可能性があります。

・本地の隣接に多良木町上水道浄水場が存在するため多良木町役場より以下のとおり土地利用の条件について制限を要望される場合があります。

- (1) 薬品類の利用制限（薬品類を積載した車輛の通行制限を含む。）
（例 工場や保管倉庫など）
- (2) 油脂類の利用制限（油脂類を積載した車輛の通行制限を含む。）
（例 保管倉庫など）
- (3) 危険物関係の利用制限（危険物積載車輛の通行制限を含む。）
（例 花火工場など）
- (4) 畜産関係の利用制限（防疫上、車輛の通行制限を含む。）
（例 鶏舎、豚舎、牛舎など）
- (5) 林業関係の利用制限（防塵対策。）
（例 製材所など ※粉塵が出る施設 貯木場は可とする）
- (6) 生活雑排水やごみ収集、資源物等関係の利用制限（車輛の通行制限を含む。）
（例 保管倉庫など）
- (7) 農業関係の利用制限（防疫上、糞尿類に関して車輛の通行制限を含む。）
（例 堆肥舎、農薬保管庫、農業関係車両駐機場など）
- (8) 県道からの進入路については、町道ではないため町からの制限を受ける場合があります。
（普通車程度の通行は可能です。）

・本地内の一部に法定外公共物（多良木町管理）が存在します。（面積約20㎡）本法定外公共物については、多良木町役場より払下げ可能（有償）であることを確認しています。

なお、払下げ金額については、払下げ申請時に協議するものとします。
本法定外公共物を買受ける際の登記関係費用は買受者の負担となります。

【特約条項に関する注意事項】

・本物件は売買契約の際、売買契約書第8条に次の特約条項を加えることとします。

（特約条項）

第8条 乙は、物件調書のとおり、地下埋設物（流入管、流出管等）及び工作物が存在していることを了承したうえ、売買物件を買い受けることとする。

- 2 乙は、上記地下埋設物について「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の趣旨に鑑み生活環境を保全するための適正な管理及び処分を行うものとする。なお、引渡し時に甲から引継いだ「地下残置有用工作物の記録」を当該有用工作物が撤去されるまで次の買受人（管理者）へ引継ぐものとする。また、必要に応じ、当該有用工作物を撤去するときに必要な図面等の差替、修正、追加等を行うものとする。
- 3 県道から本地への進入路については、多良木町有地であり道路法に基づく公道ではないため、乙は、当該施設道の通行に関して、多良木町役場と協議のうえ、通行許可を得るものとする。